



2025年7月29日

お客様各位

会 社 名 : 株式会社 ヤマナカ
問い合わせ先 : 経営企画室 打田 稔
電 話 番 号 : 052-413-7232

「北海道産他 オオズワイガニ(生)」品名表記の違いに関するお詫びとお知らせ

平素はヤマナカ・フランテ各店舗をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年5月13日に農林水産省東海農政局に自主報告させていただいた内容および、今後の対応を下記にお示しさせていただきます。

弊社において、生鮮水産物（カニ）の名称について、オオズワイガニであるにもかかわらず、「ずわいがに」又は「せいこがに」と事実と異なる表示をし、ヤマナカ白土フランテ館他36店舗において令和6年10月27日から11月12日までの間に、少なくとも791点、同ヤマナカ白土フランテ館他33店舗において令和7年4月10日から5月10日までの間に、少なくとも1,872点（計42店舗で2,663点）を一般消費者に販売したことが判明しました。

当該事実において農林水産省東海農政局より、食品表示法第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準（平成27年内閣府令第10号。以下「基準」という。）第18条第1項の表の「名称」の項の規定に違反するものであると、法第6条第1項の規定に基づき改善の指示を受けました。

誤表記して販売していた可能性のある店舗においては、令和7年5月10日から5月25日の間に「売場にてお詫び、ならびにお客様への告知」、「お客様へのご返金対応」を行いました。

該当期間の該当商品のお買上げ時のレシートがございましたら、今後も購入店舗のサービスカウンターにて、ご返金対応させていただきます。

（令和7年8月31日までをご返金対応期間とさせていただきます）

今後このような誤りを起こさぬよう再発防止策を徹底し、適正な表示での販売を徹底してまいります。お客さまにはご心配とご迷惑をおかけいたしますこと、深くお詫び申し上げます。

記

■表示誤りの内容

誤：商品名：北海道産他 ずわいがに(生)、せいこがに(生)

正：商品名：北海道産他 オオズワイガニ(生)

1) 販売日 令和 6 年 10 月 27 日から令和 6 年 11 月 12 日

令和 7 年 4 月 10 日から令和 7 年 5 月 10 日

2) ズワイガニ(生)/せいこがに(生)と誤表記した可能性のある販売店

白土フランテ館、柴田店、庄内通店、西枇杷島店、八田フランテ館、松原店、安田店、アルテ新舞子店、東海店、知多店、アルテ岡崎北店、高浜店、アルテ津新町店、大曾根店、アスティ店、追進店、太平通店、みなと当知店、新中島店、高横須賀店、豊田陣中店、大府店、清水店、西尾下町店、神守店、一宮フランテ館、パディー店、安城フランテ館、新安城店、西尾寄住店、豊橋フランテ館、田原店、二川店、赤岩フランテ館、御油店、汐田フランテ館、フランテロゼ白壁、フランテロゼ覚王山、四軒家フランテ、滝ノ水店、富士見台フランテ、勝川フランテ

3) 販売数

2,663 点

4) 販売金額

1,110,879 円（税抜）

■お問い合わせ先

ヤマナカお客様相談窓口 052-413-7203

受付時間 10:00～18:00（日祝日・木曜日を除く）

以上